

大島町の復興推進組織について

1. 大島町復興計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成25年台風26号大島町土砂災害からの復興に向け、大島町復興計画（以下「復興計画」という。）を円滑に推進するため、大島町復興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、復興計画に関する次の事項について所掌する。

- (1) 復興計画の推進に関すること。
- (2) その他の復興計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は20名以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 関係機関
- (3) 行政
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は平成29年3月末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、町長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて会議に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、土砂災害復興推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月13日から施行する。

大島町復興計画推進委員会 名簿

No,	氏 名	役 職
1	時得 孝良	大島町議会総務文教経済常任委員会委員長
2	高橋 千香	大島町議会住民福祉環境常任委員会委員長
3	鶴崎 勝彦	大島町商工会長
4	白井 岩仁	大島観光協会長
5	木村 修	大島社会福祉協議会長
6	白井 雅恵	大島町婦人会 元町支部長
7	植松 豊	大島町消防団 総務部長
8	原田 浩	副町長
9	木中 孝次	防災対策室長
10	向山 正弘	政策推進課長
11	野村 昌宏	観光産業課長
12	金澤 大介	大島支庁土砂災害対策担当課長
13	安孫子 昌弘	大島支庁土木課長
14	大谷 英雄	大島支庁産業課長
15	岡野 弘	町民公募委員
16	清水 勝子	町民公募委員
17	那知 修三	町民公募委員
18	山田 忠敬	町民公募委員
19	山本 仁	町民公募委員
20	横川 江美子	町民公募委員

2. 大島町復興推進アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 平成25年台風26号からの復興推進にあたり、必要な意見、助言等を求めるため、大島町復興推進アドバイザー（以下、「復興推進アドバイザー」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 復興推進アドバイザーは、復興計画の推進に関し、次に掲げる事項について専門的見地からの意見を提案する。

- (1) 復興計画に掲げる施策及び事業に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱)

第3条 復興推進アドバイザーは、町の復興に関する専門的知識を有する者を必要に応じて町長が委嘱する。

(任期)

第4条 復興推進アドバイザーの任期は平成29年3月末までとする。

(意見聴取)

第5条 町長は、町の復興の推進に資する情報の提供及び助言を得るため、必要に応じて「大島町復興計画推進委員会」等において、意見聴取を行うことができる。

(庶務)

第6条 復興推進アドバイザーの庶務は、土砂災害復興推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

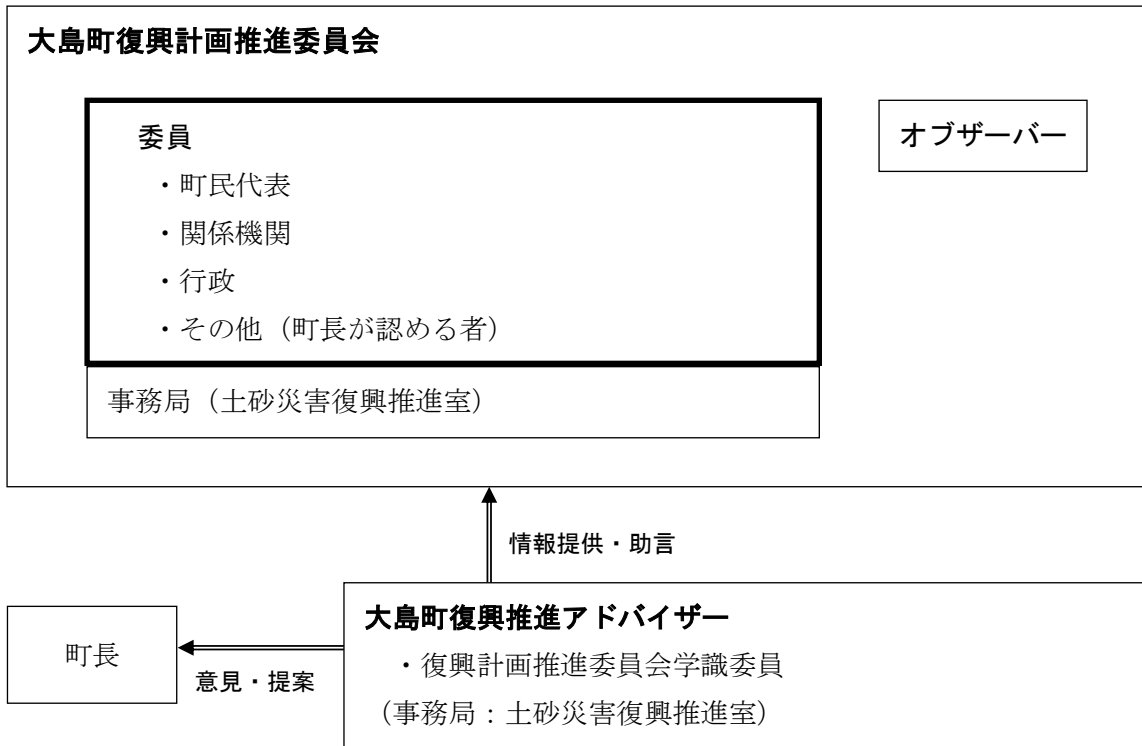
この要綱は、平成26年11月13日から施行する。

大島町復興推進アドバイザー 名簿

No,	氏 名	役 職
1	中林 一樹	明治大学大学院政治経済学研究科特任教授
2	饗庭 伸	首都大学東京大学院都市環境科学研究科 都市システム科学域准教授
3	市古 太郎	首都大学東京大学院都市環境科学研究科 都市システム科学域准教授
4	菊地 俊夫	首都大学東京大学院都市環境科学研究科 観光科学域教授

3. 大島町復興推進組織図

○ 復興計画全体の推進について



○ 元町地区の復興まちづくりの推進について

